

様式第 8

清須市公告 第 5 1 号

清須農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

なお、第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年6月3日

清須市長 永田 純夫

- 1 第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
別紙「農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果」のとおり
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
清須市役所市民環境部産業課
清須市須ケ口1238番地

別紙

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和6年3月11日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は下記のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、清須市の住民でない者（法人を含む）から提出された意見、及びその内容が農業振興地域整備計画の変更案の内容に係るものと認められない意見については農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により効力を有しないため、省略した。

記

意見の要旨	左記の処理結果
意見無し	

様式第 5

農業振興地域整備計画を変更する理由

清須市

第 1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年 7 月 1 日法律第58号）第 7 条の規定により農業振興地域の区域が変更されたため、同法第13条の規定により農業振興地域整備計画を変更する。

第 2 変更の概要

1 農用地利用計画

(1) 農用地区域の編入

図面番号	所 在	編 入 の 理 由

(2) 農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
①	春日河原 9 8 番地	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
②	春日八幡 6 8 番地 1、6 8 番地 2	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由